《　下妻市への転入に伴う手続き一覧　》

令和６年６月１日現在

○ 該当事項のある方は、各担当課にて詳しい説明を受けてください。

	窓口番号 担当課	手続き	対象者	内容	持参するもの
１Ｆ	１０ **市民課**	転入届	他市区町村から下妻市へ 住所を移した方	転入手続	**【転出証明書による転出をした方】** ・転出証明書 ・在留カードまたは特別永住者証明書（外国人の方） ・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード （お持ちの方は、継続利用手続きのため、数字4桁の暗証番号の入力が必要です。転入後、90日以内に手続きをしないとカードが失効となります） **【住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードによる特例転出をした方】** ※転出予定日から30日以内かつ下妻市に住み始めてから14日以内に手続きを行ってください ・在留カードまたは特別永住者証明書（外国人の方） ・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード （継続利用の手続きのため、数字4桁の暗証番号の入力が必要です。転入後、90日以内に手続きをしないとカードが失効となります） **【マイナンバーカードをお持ちの方で、署名用電子証明書をご利用の方】** 住所変更に伴い自動的に失効するため、継続して利用希望の方は新規発行手続きが必要です。 （数字４桁の暗証番号および署名用電子証明書用暗証番号（英数字混在６～１６文字）が必要です）
			国外から下妻市へ住所を移した方		・旅券（帰国印があるもの） ※帰国印がない場合は、帰国日が確認できる航空チケット等も必要です。 ・戸籍謄（抄）本、戸籍の附票（日本人の方） ・在留カードまたは特別永住者証明書（外国人の方） ・マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード （海外転出時に所持していた方）
	１１ **保険年金課**	国民健康保険	職場の健康保険に加入していない方	加入手続	保険年金課へお問い合わせください
		後期高齢者医療保険	・７５歳以上の方 ・６５歳以上で障害認定された方		
		医療福祉制度 （マル福）	・0歳～18歳の年度末までの子 ・妊産婦 ・ひとり親家庭 ・障害者 （注）該当にならない方もいます		
		国民年金	・国民年金加入者 ・年金受給者 （注）届出が必要のない場合もあります	住所変更手続	
	１２ **税務課**	固定資産税	住宅を新築した方	家屋調査	税務課へお問い合わせください
		１２５ｃｃ以下のバイク・小型特殊自動車	転入者で１２５ｃｃ以下のバイク・小型特殊自動車を所有している方	引き続きバイクをご使用の場合は、車両の転入手続	・標識（従前の市町村のナンバー） ・標識交付証明書（従前の市町村で交付されたもの）
		上記以外のバイク・三輪・四輪の軽自動車	転入者で上記以外のバイク・三輪・四輪の軽自動車を所有している方	運輸支局・軽自動車検査協会でナンバーの変更等、お問い合わせください	
	１５ **子育て支援課**	児童手当	中学３年生以下の子どもがいる方 （受給者が公務員の場合は、手続不要です） ※前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に手続きをしてください	認定請求	・請求者の金融機関の口座がわかるもの ・父母のマイナンバーカード ※券面事項が住民登録と一致しているものに限る
		児童扶養手当	１）前住所地で同手当を受給中の方 ２）ひとり親での転入者で、新規申請される方	１）住所変更手続 ２）必要書類説明	１）・前住所地市町村交付の児童扶養手当証書 ・住居の名義のわかる書類（賃貸借契約書等） ２）なし
		保育所入所	既に市内または市外の認可保育所に入所している方で、引き続き同じ保育所へ入所を希望する方	申込手続	子育て支援課へお問い合わせください
		いばらき子育て家庭優待制度 （キッズカード）	・妊娠中の方 ・１８歳未満の子どものいる家庭で未申請の方	申込手続	
	１６ **長寿支援課**	介護保険	４０歳以上で介護認定を受けている方	住所変更手続	・受給資格証明書
			６５歳以上で介護認定を受けていない方	住所変更手続	

裏面に続く⇒

	窓口番号 担当課	手続き	対象者	内容	持参するもの
1F	17 福祉課	障害者手帳	障害者手帳（身体・知的・精神）所持者	住所変更手続	・障害者手帳（身体・知的・精神） ・マイナンバーカード（身体・精神） ※券面事項が住民登録と一致しているものに限る
		自立支援医療 （精神通院）	自立支援医療受給者		・受給者証　　・保険証 ・マイナンバーカード ※券面事項が住民登録と一致しているものに限る
		障害福祉サービス給付	受給者		・受給者証　　・障害支援区分認定証明書 ・マイナンバーカード ※券面事項が住民登録と一致しているものに限る
		特別児童扶養手当	受給者		福祉課へお問合せください
		特別障害者手当 障害児福祉手当	受給者		・認定通知書 ・マイナンバーカード ※券面事項が住民登録と一致しているものに限る
		難病患者福祉手当	保健所発行の指定難病特定医療受給者証をお持ちの方	新規申請手続	・保健所発行の指定難病特定医療受給者証 ※支給要件等詳細については、福祉課へお問い合わせください。
B1F	18 健康づくり課	妊婦健診・産婦健診	妊娠中～産後１か月未満の方	健診受診票 交付申請	・母子健康手帳　・保険証 ・転入前市町村で発行された健診、検査受診票（持っている場合） ＜外国籍の方＞・在留カード・パスポート
		新生児聴覚検査	生後3か月未満の乳児で聴覚検査を受けたことがない乳児のいる家庭	検査受診票の交付	
		乳幼児健診	・乳児　　・幼児（３歳以下）	健診の確認	
		予防接種	・７歳６か月未満の子どものいる家庭 ・２０歳未満で、日本脳炎ワクチンの接種を終了していない H15.4.2～H19.4.1生まれの方 （合計４回） ※定期予防接種をすべて終了したお子さんについても、接種日を確認しております	・予防接種の確認 ・受診券、予診票の交付	
		新型コロナウイルスワクチン接種	・７歳６か月未満の子どものいる家庭 ・２０歳未満で、日本脳炎ワクチンの接種を終了していないH16.4.2～H19.4.1生まれの方（合計4回） ・日本脳炎Ⅱ期の接種を終了していない小学4年生～13歳未満児のいる家庭 ・二種混合の接種を終了していない小学6年生～13歳未満児のいる家庭 ・子宮頸がんワクチンの接種を終了していない中学1年生～高校1年生及びH9.4.2～H20.4.1生まれの女子のいる家庭	・予防接種履歴の確認 ・接種券、予診票の交付	・母子健康手帳 ・転入前市町村で発行された予診票（持っている場合） ＜外国籍の方＞・在留カード・パスポート・保険証 ※左記の対象者に該当し、転入手続時に母子健康手帳を持参していない場合には、後日母子健康手帳を持参のうえ直接健康づくり課にお越しいただければ、接種履歴を確認し予診票を交付します。
2F	26 環境課	犬の登録	犬を連れて転入した方 ※登録事項に変更が生じた日から ３０日以内にお手続きください	犬の登録事項の変更届	・前住所地市町村交付の鑑札
		マイクロチップ情報変更登録	マイクロチップを装着した犬猫を飼っている方 ※変更が生じた日から30日以内に お手続きください （環境省指定登録機関のみ法令で規定）	登録機関（団体）に登録している情報の変更手続き	各自、インターネット等から手続きしてください ○環境省指定登録機関「犬と猫のマイクロチップ情報登録」の変更登録は、https://reg.mc.env.go.jp/から手続きしてください（登録証明書が必要です） ○民間登録団体（AIPO、FAMなど）に登録をしている場合には、それぞれ変更手続きをしましょう
		浄化槽法	浄化槽の管理者	浄化槽使用開始手続き	・浄化槽使用開始報告書（正本１部、写し２部）
			譲渡などにより浄化槽の管理者が変わった方	浄化槽管理者変更手続き	・浄化槽管理者変更報告書（正本１部、写し２部）
	29 学校教育課	転入学の手続	小中学生がいる家庭	転校手続	学校教育課へご連絡のうえ、手続きしてください ・在学証明書 ・教科書給与証明書 外国籍の方で就学を希望する場合、学校教育課へご連絡ください
砂沼浄水場	上下水道課	上下水道使用開始	上下水道加入宅へ転入された方	使用開始	お電話にて申し込みしてください 【お問い合わせ先】第一環境株式会社 （上下水道料金徴収業務委託者）
		使用態様変更届 （下水道）	下水道加入宅へ転入され、井戸水等を使用している場合	人数変更	お電話にて手続きしてください 【お問い合わせ先】上下水道課

【その他の手続き】

○ 市営住宅に既にお住まいの方と同居する方

「同居承認願」を建設課（2F）に提出し、手続きしてください。必要書類については、建設課へお問い合わせください。

○ 自治区への加入について

自治区は、地域の課題解決や住みよいまちづくりのために、親睦活動や環境美化・防犯活動等を行っている自主的な団体です。

自治区への加入は、会則や会費が自治区ごとに異なりますので、ご近所の方や自治区長にお申し出ください。

ご不明な点につきましては、総務課（☎４３－２１１５）までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

茨城県下妻市役所　〒３０４－８５０１　茨城県下妻市本城町３丁目１３番地
☎０２９６－４３－２１１１(代表)　fax０２９６－４３－４２１４

下妻市上下水道課　〒３０４－００５６　茨城県下妻市長塚乙８９番地１
☎０２９６－４４－５３１１(直通)　fax０２９６－４４－５３１２

第一環境株式会社　〒３０４－００５６　茨城県下妻市長塚乙８９番地１（砂沼浄水場内）
☎０２９６－４５－１２１１(直通)　fax０２９６－３０－４０５０